



菅川健二
(法学・地方自治)

ユネスコ世界文化遺産に関わるイコモスの国内委員会は、昨年の12月に、後世に引き継ぐべき重要な建築物として「日本の20世紀遺産20選」を発表した。その中に、西条の酒造施設群が選

西条の酒造施設群 日本の20世紀遺産20選に

景観保全のための条例制定を

定された。赤レンガの煙突が林立し、白壁の酒蔵が集積する街並みが20世紀に継続発展した伝統産業景観の代表として評価されたものである。

西条の酒造施設については、すでに明治、大正期の酒

な慶事であると共に、この景観を後世に継承し、発展すべき責務を負ったものともいえよう。

歴史的な景観を有する街並みの保全には、すでに1960年代から、倉敷市、京都市などの都市で、自主的

作成する景観計画や景観条例に基づく建築物の形態、色彩、高さの限度、屋外広告物の表示などの行為の規制に実効性や法的強制力を持たせ、地域の個性を生かした景観を形成しようとするものである。

の振興、地価の上昇などが報告されている。

造蔵、煙突など72件が国の有形文化財として登録されているが、今回の選定は、単体の建造物だけでなく、周辺地域を含めた街並みの景観が評価されたことに意義があると思われる。

地域住民にとっては、大変

な条例があるが、国は、2004年に景観法を制定したのである。

景観法自体は、直接、地域の景観を規制するのではなく、景観行政を担う主体を「景観行政団体」である地方自治体とし、その団体が

現在、全国で約700団体、広島県では、県他、広島市、福山市、三次市、尾道市、呉市、廿日市市の6市が景観行政団体となっている。

関係団体の調査によると、住民の誇りの高まり、観光交流人口の増加、地場産業

この際、東広島市においても、景観計画を策定し、景観条例を制定することを提唱したい。さらに、文化財保護法に基づいて、伝統的建造物群保全地区の決定に次いで、国の重要伝統的建造物群保全地区に選定されることを期待したい。

過去の記事

広島大学マスターズは、広島大学を退職した教職員で組織しています。市民を対象にした講座も行っています。
【問い合わせ】
kazuwp@hiroshima-u.ac.jp(渡部)

